

令和4年度 市民活動支援事業補助金募集要領

NPOをはじめとする市民活動団体の自立促進を図り、市民との協働のまちづくりを推進するため、市民自らが地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 応募が可能な団体

- (1) NPO法人（特定非営利活動法人）
- (2) 地域の課題解決などを目的として活動している団体（法人格は問いません）で次の要件を満たしている団体です。
 - ① 市内に事務所または事務所機能を有する拠点があること。
 - ② 団体の活動範囲に天草市が含まれること。
 - ③ 規約、会則等で団体の運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。
 - ④ 5人以上で構成されている団体であること。
 - ⑤ 営利を目的とした団体でないこと。
 - ⑥ 自立した団体として活動を維持することが期待できる団体であること。
 - ⑦ 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としていないこと。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業は、主に市内で実施する市民活動で次の2事業とします。事業期間は令和5年3月31日までとします。

- (1) スタート事業
市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業。
- (2) ジャンプアップ事業
1年以上活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業。

ただし、次のいずれかに該当するときは、原則補助の対象とはなりません。

- ① 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とした事業
- ② 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とした事業
- ③ 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等を行なう事業
- ④ 政治活動、宗教活動に関連した事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ 団体または個人の利益、あるいは不利益となる事業
- ⑦ その他市長が不相当と認める場合

3 補助対象経費

補助の対象となる経費については、事業を実施するために直接必要と認められる経費とします。人件費及び備品購入費の補助対象経費は、それぞれ補助対象経費総額の50%以内とします。（ただし、申請する事業が他の補助金対象となっている場合は、補助金を受けられない可能性があります）。

※飲食にかかる費用、修繕費などは経費として認められません。

※補助交付の決定を受けてからの経費しか対象となりません。

補助対象経費は次のようなものです

- ①人件費…スタッフの日当や事業実施のために雇用に必要な賃金など
- ②報償費…講座等の講師や司会者への謝礼など
- ③旅費…講座等の講師や司会者、スタッフ等の旅費など
- ④需用費…消耗品費や燃料費、印刷製本費など
 - ・事業に必要な消耗品や燃料費として
 - ・事業の啓発に必要なチラシやパンフレットなど印刷費として

- ⑤役 務 費…通信費や手数料、保険料など
 - ・郵便料や切手など事業で必要となる通信費として
 - ・振込手数料や託児サービスなど手数料として
 - ・事業を行ううえで必要となる保険料として
- ⑥使 用 料…会場使用料、冷暖房使用料など
- ⑦原材料費…事業実施の際に必要となる原材料費として
- ⑧備品購入費の50%の額…事業に直接必要な備品の購入費として
- ⑨その他市長が必要と認める経費

4 補助率・上限額

補助率は補助対象経費総額の75%以内（2年目の事業は50%以内）とし、補助上限額の範囲内で補助します。補助上限額は次のとおりです。

- (1) スタート事業 上限額 20万円（補助額は千円単位となります）
- (2) ジャンプアップ事業 ①上限額 100万円（補助額は千円単位となります）
- ②上限額 50万円（補助額は千円単位となります）

※対象とならない経費を含めての事業や、上限額を超えての事業実施も可能ですが、別途自己資金等が必要となります。

5 補助交付回数

補助金の交付回数は、1つの団体で1回限りとします。また継続する場合は2年間を限度とします。

6 募集期間

- (1) スタート事業 4月1日（金）から11月30日（水）〈午後5時必着〉
- (2) ジャンプアップ事業 ① 4月1日（金）から7月29日（金）〈午後5時必着〉
- ② 8月1日（月）から11月30日（水）〈午後5時必着〉

7 審査・交付・実績報告について

補助金の申請を受け、事業内容や対象経費等の審査を行った後に、交付決定となります。交付決定後に事業実施となり、実施終了後はすみやかに実績報告を行っていただきます。

- (1) スタート事業 随時審査、交付決定、事業実施、実績報告書の提出
- (2) ジャンプアップ事業 ① 外部有識者を含む審査会（申請団体には申請事業に関するプレゼンテーションを行っていただきます。）
- ② 交付決定、事業実施
- ③ 3月に外部有識者を含む事業実績報告会（補助継続審査も兼ねる）
実績報告書の提出

・市の予算などの状況にあわせて、次年度以降、制度内容が変更になる場合があります。

・詳細な事務手続きについては、申請時、交付決定時に各団体にご説明します。

8 補助金の返還について

補助金の交付を受けて購入した備品を耐用年数の期間内に処分（売却、譲渡、交換、貸与、担保、廃棄）した場合は、原則として、補助金返還の対象となります。

9 申請窓口・お問い合わせ先

申請書の受付は、「天草市男女共同参画課」（複合施設ここらす内）です。

TEL：0969-23-8200

Mail：danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp